

生駒市水道事業管理規程第4号

生駒市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成29年7月1日

生駒市水道事業管理者 古川文男

生駒市水道事業会計規程の一部を改正する規程

生駒市水道事業会計規程（平成27年4月生駒市水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第26条中「法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合においては、主管課長は」を「主管課長は、次の各号のいずれかに該当するときは」に、「当該伝票によって当該債権」を「当該振替伝票により債権」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 法令若しくは条例又は議会の議決により債権を放棄したとき。
- (2) 時効等により債権が消滅したとき。
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第173条の規定による債権の時効が完成した日から3年を経過したとき。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。